

広島市道路照明灯LED化ESCO事業  
提案募集要領

平成31年2月  
広島市

# 広島市道路照明灯LED化ESCO事業提案募集要領

## 目次

1	募集の趣旨	1
2	事業概要	1
3	事業者の行う業務範囲	2
4	事業場所	4
5	契約者	4
6	優先交渉権者決定からESCOサービス開始までのスケジュール（予定）	5
7	応募条件	5
8	応募に関する留意事項	7
9	事業者選定の流れ	7
10	事業全体スケジュール（予定）	8
11	配布資料	11
12	提案書における提示条件	12
13	提案提出書類・作成要領	12
14	審査及び審査結果の通知	15
15	事業実施に関する事項	16
16	契約に関する事項	19
17	LED道路照明灯の灯具仕様	19
18	工事に関する仕様	20
19	工事計画	20
20	既設の道路照明灯数（参考）	21

## 1 募集の趣旨

現在、広島市が管理している道路照明灯は約3万灯あるが、道路照明灯のLED化には、灯具全体の取り替えが必要であり、これらを短期間で行おうとすると、一時に多額の費用を要することなどから、LED化は約3%（約1千灯）の進捗率に留まっている。

こうした中で、民間事業者のノウハウ、資金、技術力等を活用したESCO事業（以下「本事業」という。）を採用すれば、初期投資の平準化と維持管理費の縮減が実現可能となる。

また、道路照明灯で多く使われている水銀灯については、「水銀に関する水俣条約」により平成32年12月以降、製造、輸出入が禁止されるが、本事業の採用によりこうした課題にも対応可能となる。

本事業は、以上の趣旨と目的に合致する優れた民間事業者の提案を受けるため、提案の募集を行うものである。

審査の結果、最も優れている提案を行った応募者（以下「優先交渉権者」という。）は、本市と事業契約の締結に向け協議を行い、合意に至った場合、本事業に係る事業契約を締結し、本事業を実施するものとする。

ただし、本事業は予算の成立を条件とするものであり、本市において予算化されなかった場合には、本事業は提案を募集したことに留まり事業化はされないこととなる。

## 2 事業概要

### (1) 事業名称

広島市道路照明灯LED化ESCO事業

### (2) 契約方式及び契約期間

契約方式 ESCO契約（シェアード・セイビングス契約）

契約期間 契約締結日から平成42年3月31日まで

ESCO事業のサービス期間 10年間

（平成32年4月1日から平成42年3月31日まで）

### (3) 事業対象

本事業の対象施設は、防犯灯及びデザイン照明灯、トンネル照明灯を除く道路照明灯約23,500基とする。

### (4) 事業費限度額

2,290,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

### (5) 事業内容

事業者は、本市が管理する道路照明灯の実際の設置状況を踏まえ、自ら行った提案を基に、ESCO事業による道路照明灯LED化工事及び省エネルギー量計算、維持管理サービス等、本市と合意した内容でESCO契約（以下「本契約」という。）を締結し、本契約期間内において、LED道路照明灯設備等（以下「ESCO設備」という。）を善良なる管理者の注意義務をもって、設置、管理するとともに、以下の各種サービスを提供するものとする。

ア 現地調査

イ 電力契約照合、電力契約申込、共架申請

- ウ 道路照明灯管理システム（GISシステム）のデータベースの構築
- エ 道路照明灯管理プレートの設置
- オ E S C O設備の設置に関わる施工計画の策定及び施工・施工管理
- カ 既設道路照明灯のリサイクル・廃棄処分
- キ E S C O設備の維持管理・保証（無償修繕等）
- ク 省エネルギー量の計測・検証
- ケ 道路照明灯の所有権の帰属
- コ その他

### 3 事業者の行う業務範囲

事業者が行う業務は、次のとおりとする。

#### (1) 現地調査

次に掲げる内容について現地調査を行う。

- ア 本市が貸与する既設道路照明灯の位置図等の情報を基に、所在地、灯柱の形状、管理番号など、施工や維持管理上必要となる各種情報の調査を行う。
- イ 既設設備の灯具や使用しているランプ等の種類、引込方法（単独、分電盤）など、具体的な設備の調査を行う。

#### (2) 電力契約の照合及び申込み

- ア 電力会社と緊密に連携し、既設設備に関する電力契約の調査照合
- イ 既設設備に関する電力契約の調査及び現地調査結果の突合
- ウ 電力契約と既設設備との数量相違の把握・整合（道路照明灯があつて電力契約のないもの、電力契約があつて道路照明灯がないものを選別し、電力会社及び本市と緊密な協議を行い、両者の整合を図る。）
- エ 道路照明灯LED化に伴う契約変更の申込み及び現地調査で把握した契約相違に関わる新設又は減設申込

#### (3) 道路照明灯管理システム（GISシステム）のデータベース構築

- ア 事業者は、本市において統合型地理情報システムと連携している、「ひろしま道路ナビ」（以下「本システム」という。）に取り込むデータベースを構築する。なお、本システムに取り込むデータ処理については本市が行う。
- イ 本システムで管理する必要事項は①から⑤とする。
  - ① 位置情報（管理番号、設置場所、引込柱番号（中電柱及びN T T柱）等）
  - ② 設備概要（灯具仕様、灯柱形状、施工者名等）
  - ③ 電力契約情報（店所番号、契約名義、お客さま番号、請求番号、請求種別、契約容量、契約灯数、引込状況等）
  - ④ 修繕及び移設等記録（作業年月、修繕内容及び移設情報等）
  - ⑤ その他（見取図、LED道路照明灯写真等）
- ウ 本システムとの連携データベース（SHAPE形式）の納品は、現地調査・工事期間中及びESCOサービス開始年度等、データの作成等が多く発生する時期については、年に2回程度納品

することとする。それ以外の時期については、年に1回程度納品すること。

(4) 道路照明灯管理プレートの設置

ア 既設道路照明灯の管理番号を新たにふり直し、管理プレートを設置すること。

イ 本契約期間中において、本市が新設したLED道路照明灯や、開発行為等により道路管理者以外のものが設置し、本市に移管されるLED道路照明灯についても、管理プレートを設置すること。

ウ プレートの材質は、耐候性能があり、錆の発生のないものとする。

エ プレートの刻字は刻字機等により彫刻する方法とし、劣化がほとんどなく、文字の視認が容易であること。

(5) ESCO設備の設置に関わる施工計画の策定及び施工・施工管理

関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、以下について実施すること。

ア LED化のメリットを最大限に享受できる施工計画の策定及び施工・施工管理の実施

イ 近隣住民や交通に配慮した施工計画の策定及び施工・施工管理の実施

ウ 作業者の安全に十分配慮した施工計画の策定及び施工・施工管理の実施

(6) 既設道路照明灯のリサイクル・廃棄処分

関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、以下について実施すること。

ア リサイクルや廃棄処分に関する施工計画を策定すること。

イ 撤去した設備（灯具（グローブ、ガラス、ランプ）、安定器、その他部品等）については、環境保護の観点から原則、再利用し、撤去した設備は項目ごとにリサイクルの具体的な方法について報告すること。また、廃棄する場合は、関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守し、処分すること。なお、廃棄したものについても再利用のものと一緒に報告すること。

(7) ESCO設備の維持管理・保証（無償修繕等）

ア 事業者は、本市等からの修繕連絡に基づき、ESCO設備を調査し、修繕を行う。

イ 事業者は、本市からのESCO設備に関する新設・撤去・移設等の連絡に基づき、管理システムのデータベースを更新する。また、アの修繕結果についても同様とする。

ウ 事業者は、本市が新設したLED道路照明灯や、開発行為等により道路管理者以外のものが設置し、本市に移管されるLED道路照明灯についても、管理システムに反映し、契約終了まで維持管理を行う。なお、維持管理の追加となる道路照明灯は500灯程度（年間概ね50灯）を予定している。

エ 事業者は、本市等からの修繕連絡を受け付けるため、専用電話回線を備えたコールセンター等を設置し、少なくとも午前8時30分から午後5時15分まで受け付けること。なお、修繕は依頼を受けた日から起算して、原則3日以内に実施するものとする。

オ 緊急的な初動対応が必要な場合（倒壊した道路照明灯が道を塞いでいるとき等）は、直ちに応急処置を実施する。その際生ずる費用は、その損害の原因により次のとおりそれぞれ負担することとする。

① 事業者が費用負担する場合

- a E S C O設備の製品としての不具合による故障
- b 火災、落雷、破損、雪害・風害、台風等による洪水・土砂崩れ等の水害、車両の接触・衝突、いたずら・破壊行為、電氣的・機械的事故など、偶然、外来かつ急激な事故によって生じた損害

② 市が費用負担する場合

- a 清掃、近接樹木の伐採、除雪など本市の依頼による作業者の責による損害
- b 地震、噴火及びこれらに起因する津波による損害
- c 戦争、暴動・変乱による損害
- d その他上記①以外で、事業者の責に因らない損害

カ 事業者は、本市が市民等から受け付けた陳情（まぶしい、暗い等）について、遮光板（又はルーバー等）を取り付ける又は灯具の変更等を行う等の対応を行う。

キ 事業者は、E S C O設備について、自己の負担で保険に加入することとする。ただし、加入する種類、内容は本市と協議のうえ、定めるものとする。

(8) 省エネルギー量の計測・検証

ア 事業者は、提案により示した電気料金削減額、及び削減保証額が確実に守られていることを証明するための適切な検証手法を本市に提示し、本契約期間中において、定期的にE S C Oサービス導入によるコスト削減効果の検証を行うものとする。

イ 事業者は、アの検証の結果及び修理・交換等の記録を毎年本市に報告し、本市の確認を受けること。

(9) 道路照明灯の所有権の帰属

ア 本契約期間中は、E S C O設備の所有権は事業者に帰属する。その他の設備は本市とする。

イ 本契約終了後の事業者が設置したE S C O設備の所有権については、契約に基づき履行すること。

(10) その他

既にL E D化されている道路照明灯、デザイン道路照明灯等については、LED化工事を行う必要はないが、現地調査や電力契約の照合を行うものとする。また、既にL E D化されている道路照明灯は本事業に含めるものとする。

4 事業場所

広島市内（以下「市内」という。）

5 契約者

広島市

## 6 優先交渉権者決定からESCOサービス開始までのスケジュール（予定）

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| (1) 優先交渉権者の決定・通知 | 平成31年5月中旬            |
| (2) 詳細協議、事業計画書作成 | 平成31年5月中旬～10月下旬      |
| (3) 協定書の締結       | 平成31年5月中旬            |
| (4) 現地調査・電力契約照合  | 平成31年5月中旬～10月下旬      |
| (5) ESCO契約の締結    | 平成31年11月上旬           |
| (6) 工事期間         | 平成31年11月上旬～平成32年3月下旬 |
| (7) ESCOサービス開始   | 平成32年4月1日～平成42年3月31日 |

## 7 応募条件

### (1) 応募要件

- ア 本事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業体）とする。
- イ グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1者選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負う。
- ウ 参加表明時は、応募者の構成員全てを明らかにし、その役割分担を明確にする。
- エ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案及び契約等に関する諸手続を行う。
- オ ESCO提案提出後において、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可能とする。ただし、設立条件などに関しては、本市と協議したうえで合意を得る必要がある。

### (2) 応募者の役割

- ア 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担するものとする。
  - ① 事業役割・・・本市との対応窓口となり、契約等の諸手続を行い、事業遂行の責を負う。
  - ② 施工役割・・・施工に関する業務を全て実施する。
  - ③ 維持管理役割・・・維持管理に関する業務を実施する。
  - ④ 金融役割・・・本事業に係る資金調達等を実施する。
  - ⑤ その他の役割・・・上記①～④以外の設計、道路照明灯の設置状況の把握などに関する業務を各々実施する。
- イ 応募者は、各役割でそれぞれ事業者が異なる場合、各事業間の役割に関する合意書を別途、本市に提出すること。なお、その合意書には、役割の構成事業者全員が、本市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

### (3) 応募者資格

- ア 応募者の資格要件は、次のとおりとする。なお、グループの場合、構成員としてこれらの要件を満たすこと。
  - イ 参加表明書及び資格確認書類により、本募集要領の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
  - ロ ESCOサービス導入によるコスト削減効果及び省エネルギー量の効果検証手法を提案できる者で、削減量が達成できない場合は、保証措置を講じることができる者であること。

- ウ 道路照明灯LED化後の省エネルギー量及びコスト削減効果を計測・検証することができる者であること。
- エ 本事業を円滑に行うため、事業運営、維持管理、システムサポートの三業務を迅速に対応ができる者であること。
- オ 施工役割及び維持管理役割を担う者は、参加表明書提出時に、平成29・30年度広島市建設工事競争入札参加資格者（工事）の所在区分「市内」に登録されている者であること。
- カ 応募者の構成員のうち少なくとも1社は、防犯灯、道路照明灯、公園灯に係るESCO事業又は10年以上の長期リース業務で、元請※として12,000灯以上の実績がある者  
※元請とは発注者から直接契約を締結した者

#### (4) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者及びその構成員となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（以下「規則」という。）第2条の規定に該当する者
- イ 本募集要領の配布の日から提案書提出日までの期間に、本市競争入札指名停止等措置要領の措置要件に該当する者
- ウ 本募集要領の配布の日から提案書提出日までの期間に、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項及び第2項の規定による更正手続開始の申し立てを含む。以下「更正手続開始の申し立て」という。）をしている者又は申し立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更正手続開始の申し立てをしなかった者又は更正手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。
- キ 応募資格申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ク 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者
- ケ 最近1年間の法人税、事業税、地方税を滞納している者

#### (5) 地元業者の活用

応募者は、既設設備の撤去工事、ESCO設備の設置工事並びに維持管理において、可能な限り市内事業者を優先的に活用し、地域経済促進に資するよう配慮すること。

## 8 応募に関する留意事項

### (1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。

### (2) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。また、本市は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

### (3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負う。

### (4) 本市からの提出書類の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

### (5) 応募者の複数提案の禁止

応募者の提案は1件を上限とする。

### (6) 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

### (7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

### (8) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、かつ、本市が認めたときはこの限りではない。なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。

### (9) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽又は重要な事項を記載しなかった場合は、参加表明書又は提案書を無効とする。

## 9 事業者選定の流れ

### (1) 応募者の条件

本提案募集への応募者は「7 応募条件」で定める資格要件を満たす者とする。

### (2) 応募資格要件の確認及び提案要請

参加表明した者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を電子メール及び文書で要請する。

### (3) 最優秀提案及び優秀提案の選定

本市が設置する広島市道路照明灯LED化ESCO事業プロポーザル選定委員会（以下「プロポーザル選定委員会」という。）において、提案内容を審査し、最優秀提案者1者及び優秀提案者1者を選定する。

(4) 詳細協議及び事業計画書の作成

最優秀提案をした者は優先交渉権者となり、電気料削減等の詳細判断、維持管理計画書の作成及び契約書を締結するまでの諸条件についての本市との詳細協議を進めるとともに、事業工程を示す事業計画書を作成するものとする。

詳細協議時には、平成29年度の修繕費用と直近の光熱費単価を参考にベースラインを設定する。

(5) 事業者の選定

優先交渉権者は本市と協議を行い、協議が整えばESCO契約を締結し、契約事業者となる。優先交渉権者との協議が整わない場合は、優秀提案をした者と詳細協議を行う。なお、ESCO契約までの費用については優先交渉権者の負担とする。

(6) 事務局

本事業提案募集に係る事務局は、次のとおりとする。

担当窓口：広島市道路交通局道路部道路課維持係

住所：〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市役所7階

電話：082-504-2369

FAX：082-504-2427

メールアドレス：[douroka@city.hiroshima.lg.jp](mailto:douroka@city.hiroshima.lg.jp)

ホームページ：<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>

10 事業全体スケジュール（予定）

(1) 本事業は、次の日程（予定）で行う。

	項目	日程
1	募集要領の配布（市ホームページで公開）	平成31年2月22日～2月28日
2	募集要領に関する質問受付	平成31年2月22日～2月28日
3	質問の回答	平成31年3月7日
4	参加表明書及び資格確認書類の受付	平成31年3月8日～3月12日
5	応募者資格確認結果の通知	平成31年3月19日
6	提案書の受付	平成31年3月28日～4月3日
7	プレゼンテーション、選考、最優秀及び優秀提案の選出	4月下旬
8	優先交渉権者の決定・通知	平成31年5月中旬
9	詳細協議、事業計画書作成	平成31年5月中旬～10月下旬
10	協定書の締結	平成31年5月中旬
11	現地調査・電力契約照合	平成31年5月中旬～10月下旬
12	ESCO契約の締結	平成31年11月上旬
13	工事期間	平成31年11月上旬～平成32年3月下旬
14	ESCOサービス開始期間	平成32年4月1日～平成42年3月31日

## (2) 本提案募集の手続き

### ア 募集要領の配布

募集要領は、本市のホームページにて公表する。

### イ 募集要領に対する質問受付・質問回答

募集要領及び資料に関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

#### ① 質問の方法

質問は、質問書（様式第1号）を使用すること。なお、受付は電子メールのみとし、電話、FAX、持参等は不可とする。質問1件につき1枚提出（送信）する。なお、電子メール送信の際は、件名を「広島市道路照明灯LED化ESCO事業質問書」と記載することとし、メール送信後、電話でメールの到着を確認すること。

#### ② 受付期間

平成31年2月28日（木）午後3時まで（必着）

#### ③ 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、平成31年3月7日（木）にホームページで公表することとし、口頭による個別対応は行わない。

なお、回答は本募集要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

### ウ 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類を持参する。

#### ① 受付期間

平成31年3月8日（金）から3月12日（火）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

#### ② 受付場所

事務局（前記9.（6）のとおり）

#### ③ 参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを2部（正1部、副1部）提出すること。

##### a 参加表明書（様式第2号）

グループで参加の場合は、事業役割を担う事業者が作成し提出すること。

##### b グループ構成表（様式第3号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、施工役割、維持管理役割、金融役割、その他の役割（分担名を記載すること））を明確にすること。構成員の間で交わされた合意書（契約書又は覚書等）の内容を添付すること。

##### c 履行保証書（様式第4号）

事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社（親会社等）がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができる。

##### d 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3か月以内に発行されたものとする。

e 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で、受付日前3か月以内に発行されたものを綴じたものとする。

f 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税及び法人市民税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

g 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書を綴じたものを提出すること。なお、写しでも可とする。

また、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付すること。

h 会社概要

A4判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを1部綴じたものとする。

㊦ 設立年、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数（様式第5号の1）

㊧ 企業状況表（様式第5号の2）

㊨ 有資格技術職員内訳表（様式第5号の3）

㊩ 各役割の責任者業務実績表（様式第5号の4）

㊪ その他、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の会社概要も添付すること。なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認めることとする。

i 特定建設業の許可証明書

施工役割を担う者のうち1社について、建設業法第3条第1項に規定する「特定建設業」、又はこれに類する許可証明書を提出すること。なお、写しでも可とする。

j E S C O 関連事業実績一覧表（様式第6号）

様式に従い、次の項目を網羅した事業実績表を提出すること。

㊫ 事業件名：契約書上の正確な名称を記入すること。

㊬ 発注者：発注者名を記入すること。

㊭ 受注形態：単独又はグループの別を記入すること。

㊮ 契約金額：消費税相当額を含む金額の総額を記入すること。

㊯ 契約年月日：契約締結日を記入すること。

㊰ 契約期間：契約始期及び終期を記入すること。

㊱ 施設概要：施設の主な用途、構造・規模面積、改修工事完了年月日を記入すること。

㊲ 契約業務の概要：契約業務の概要等を記入すること。

k 各資格者免許証の写し

有資格技術職員のうち、各資格の有資格者1名分の資格者証（表裏）の写しを提出すること。

1 監理技術者有資格者証及び監理技術者講習修了証の写し

前記10(2)ウ③iで特定建設業の写しを提出した施工役割を担う者については、配置可能な監理技術者の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（表・裏）の写しを提出すること。

m 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第7号の1）及び役員等氏名一覧表（様式第7の2）

エ 参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格の結果は、平成31年3月19日（火）に文書（電子メール）で本市から応募者（代表者）に通知する。なお、提案書の提出者として資格が確認された者については、あわせて提案要請書を郵送する。

オ 提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、募集要領に基づき提案書を作成し、持参すること。

① 提出書類

提出書類一式を10部（正本1部、副本9部）提出すること。

② 受付期間

平成31年3月28日（木）から4月3日（水）まで（閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで）

③ 受付場所

事務局（前記9.（6）のとおり）

④ 参加を辞退する場合

参加資格確認結果の通知により資格が確認された者が以降の参加を辞退する場合は、提案書の受付の締切日の前日までに提案辞退届（様式第8号）を1部、事務局に持参又は郵送（必着）で提出すること。

## 11 配布資料

(1) 配布資料の内容

応募者に配布する資料は、次のとおりとする。

ア 既設道路照明灯電気料金の年度額（平成29年度）

イ 既設道路照明灯修繕費の年度額（平成29年度）

(2) 配布要領

(1)アからイまでの資料は、次の要領で配布する。

ア 配布方法

参加表明受付時に配布する。

イ 配布期間

平成31年3月8日（金）～3月12日（火）（閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで）

ウ 配布場所

事務局（前記9.（6）のとおり）

## 12 提案書における提示条件

応募者は、次の条件に基づき、提案書を作成する。

- (1) シェアード・セイビングス契約を実施できること。
- (2) 事業者の資金により省エネルギー改修を行い、事業費（ESCOサービス料）が事業費限度額未満であること。
- (3) ESCO契約どおりに電気料金が削減できず、削減保証額にとどかなかった場合、その分を保証することができること。
- (4) 本市の事業スケジュールに基づき、調査、工事等を遂行することができること。
- (5) 道路照明灯維持管理計画書を提出し、本市の承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を行うこと。
- (6) ESCOサービス期間中に本市が新設したLED道路照明灯や、開発行為等により道路管理者以外のものが設置し、本市に移管されるLED道路照明灯についても、データベースに反映し、契約終了まで維持管理を行うこと。
- (7) 本事業対象となるESCO設備について、本契約終了後の所有権の帰属について提案があること。
- (8) 「10 事業全体スケジュール（予定）」で示した工事期間内に業者の責により工事が完了しない場合、道路照明灯LED化工事が完了するまで、電気料金の差額を事業者が負担すること。
- (9) その他、この事項に定めるもののほか、本提案の募集等の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

## 13 提案提出書類・作成要領

### (1) 事業提案時の提出書類

次の提出書類に表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを10部（正本1部、副本9部）提出すること。

- ア 提案書提出届（様式第9号）
- イ 提案総括表（様式第10号の1～第10号の3）
- ウ 現地調査及び電力契約の調査・照合に関する提案書（様式第11号）
- エ 道路照明灯管理システム（GISシステム）に関する提案書（様式第12号）
- オ 使用機器提案書（様式第13号）
- カ 事業資金計画書（様式第14号の1～第14号の4）
- キ 維持管理等提案書（様式第15号の1～第15号の2）
- ク 工事の対応・廃棄計画書（様式第16号）
- ケ 計測・検証計画書（様式第17号）
- コ 市内工事業者等の活用に関する提案書（様式第18号）
- サ 契約終了後の対応（様式第19号）

### (2) 作成要領

#### ア 一般事項

- ① 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法によるものとし、全てを横書きとする。なお、原則としてフォントはMS明朝体11ポイントで統一すること。

- ② 各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示を一切付してはならない。
- ③ 提案書提出届（様式第9号）により提出書類の構成を示したうえで、各提出書類をA4縦長ファイルに綴じたもので提出すること。なお、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。
- ④ CO2排出に関する換算値  
CO2の排出に関する計算においては、次の換算値で行うこと。

CO2排出係数
0.677 (Kg-CO2/kWh)

- ⑤ 電気料金については、照明灯が年間4,200時間点灯することとし、中国電力株式会社が公表している平成31年2月分の公衆街路灯A、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を基に算出すること。

イ 提案総括表（様式第10号の1～第10号の3）

- ① 提案の概要（様式第10号の1）  
提案全体の概要を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。（A4版3枚以内（図表可））
- ② 改修提案項目一覧表（様式第10号の2）  
省エネルギー改修の項目ごとに電気料金削減額、維持管理費削減額、エネルギー削減量、年間削減額、工事他投資額、単純回収率について記載すること。
- ③ 契約内容提案書（様式第10号の3）  
削減予定額、削減保証額、ESCOサービス料等について記載すること。

ウ 現地調査及び電力契約の調査・照合に関する提案書（様式第11号）

既設道路照明灯の設置位置や灯具等の調査方法、電力契約の調査・照合方法について記載すること。（A4版3枚以内（図表可））

エ 道路照明灯管理システム（GISシステム）に関する提案書（様式第12号）

構築するデータベースの内容、データの管理方法、その他活用方策について記載すること。（A4版3枚以内（図表可））

オ 使用機器提案書（様式第13号）

使用する機器について、機器の図、当該機器に関するエネルギー消費状況の評価内容、その他、灯具の仕様に基づいた内容、数値的根拠について記載すること。また、既設の自動点滅器、ケーブル等に関する対応方針及び、設置箇所に応じたLED照明灯の選定方法についても記載すること。（A4版5枚以内）なお、灯具仕様書は別添扱い可

カ 事業資金計画書（様式第14号の1～第14号の4）

- ① 事業収支計画書（様式第14号の1）  
契約期間における本市の事業全体に関する収支計画を作成すること。（A3版横書き）

- ② 事業者収支計画書（様式第14号の2）  
契約期間における事業者分の事業収支について記載すること。（A3版横書き）
- ③ 資金計画書（様式第14号の3）  
資金調達に関する考え方、外部借入の内訳、金利設定、その他資金調達手法として検討している事項を記入すること。
- ④ 工事予算等経費計画書（様式第14号の4）  
初期投資に係る費用を記入の上内訳を添付すること。
- キ 維持管理等提案書（様式第15号の1～第15号の2）
  - ① 維持管理計画書（様式第15号の1）
    - a 維持管理計画  
ESCO設備の維持管理業務に関する計画内容を記載すること。また、既存LED道路照明灯の維持管理等についての提案、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で工夫している点や、加入する賠償保険の内容等について記載すること（A4版5枚以内）。加えて、修繕の月次実績報告の書式案を添付すること。
    - b 維持管理見積書  
毎年要する費用とその算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。
  - ② 緊急時対応提案書（様式第15号の2）  
提案の安全性や信頼性、また、事故・災害発生時等を含む緊急時の対応方法についての考え方を記載すること。（A4版3枚以内（図表可））
- ク 工事の対応・廃棄計画書（様式第16号）  
工事施工にあたり、工事完了年月日を示したうえで、それを可能とする施工体制を具体的に記載するとともに、安全管理・工程管理などにおいて特に重要と判断する事項及び品質管理、ESCO設備の引き渡しに関する内容を記載すること。また、既存設備撤去後の処理方法を記載すること。（A4版5枚以内（図表可））
- ケ 計測・検証計画書（様式第17号）
  - ① エネルギー削減効果等の計測・検証方法  
エネルギー削減量及び二酸化炭素削減量の適切な計測・検証方法を示すこと。
  - ② 計測・検証費見積書  
毎年要する経費とその算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。
  - ③ その他  
計測・検証業務を行ううえで、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば記載すること。（A4版3枚以内）
- コ 市内工事業者等の活用に関する提案書（様式第18号）  
本事業における市内工事業者等の活用について、具体的に記載すること。（A4版3枚以内（図表可））
- サ 契約終了後の対応（様式第19号）  
本契約期間終了後の対応、本設備の取扱いについて記載すること。（A4版2枚以内（図表可））

## 14 審査及び審査結果の通知

### (1) 審査

本市が設置したプロポーザル選定委員会が、事業資金計画、使用機器及び管理システム、維持管理、環境・安全性への配慮、本市経済への寄与、機器や省エネ保証などの観点から総合的な審査を行い、最優秀提案1者及び優秀提案1者を選定する。なお、審査においては、次の事項を重視する。

- ア 経営状況や資金計画などから判断して、10年以上の期間にわたる本事業内容を遂行できる能力を有すると認められること。
  - イ 本市の予定利益総額が大きいこと。
  - ウ ESCOサービスの内訳が明瞭かつ妥当であること。
  - エ 既設道路照明灯に関する調査について、高い精度・品質が期待できること。
  - オ ESCO設備の維持管理・保証（無償修繕等）について、適切な対応が見込まれること。
  - カ 道路照明灯のLED化に伴い想定される、住民等からの苦情等についての対応が、具体的かつ充分であること。
  - キ ESCO設備の施工及び施工管理・工程管理について、具体的で確実性のある計画となっていること。
  - ク LED灯具の調達や工事施工、維持管理等の業務において、積極的に市内事業者等を活用するなど、市内における経済の活性化に寄与する提案となっていること。
  - ケ 本募集の趣旨を十分理解しており、提案に独自の工夫やノウハウ等を活用し、効率的・効果的な事業実施が期待できること。
  - コ 提案が全体としてバランスが良く、具体性・妥当性のある提案であること。
- ※ESCO契約締結に当たっては、平成29年度の修繕費用（道路照明灯に係る費用のみ）と直近の電気料金単価を参考にベースラインを設定する。

### (2) 審査の流れ

ESCO提案の審査については、次の要領で行う。

- ア 応募者多数の際は、提案書の提出を要請した全ての応募者からの提案書を審査し、その中から上位5件以内を選定する場合がある。
- イ 応募者は、提案書類をもとに30分を上限に口頭によるプレゼンテーションを行う。その後、選定委員による質疑応答を15分程度行う。
- ウ プレゼンテーションの出席者は5名以内とする。
- エ プレゼンテーションは平成31年4月下旬を予定している。日時、場所等の詳細については応募者に別に通知する。
- オ 応募者からの提案書及びプレゼンテーションをもとに提案内容を審査する。
- カ 審査の結果、プロポーザル選定委員の合計評価点が最も高い提案をした応募者を最優秀提案者とし、本事業契約に向けての優先交渉権者とする。また、次点を優秀提案者とし、次点交渉権者とする。なお、合計評価点が同点の場合は、提示された本市の予定利益総額が大きい応募者を優先交渉権者とする。
- キ プレゼンテーション資料は、提案書提出時に添付していない資料を新たに配布することは

禁止とする。ただし、提案を補足する内容のものをスクリーンに映すことは可能とする。

プロジェクター及びスクリーンは本市が用意する。それ以外に必要なもの（パソコン等）については、応募者が用意すること。

(3) 審査結果の通知

ア 審査の結果は、平成31年5月中旬に応募者に文書で通知する。なお、電話等による問い合わせには一切応じない。

イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできず、質問は一切受け付けない。

ウ 最優秀提案者及び優秀提案者を本市のホームページで公表する。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提案期限を過ぎて提案書が提出された場合

イ 提案書に虚偽の記載があった場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 本募集要領に違反すると認められる場合

オ 提案書の事業費が限度額を超えている場合

15 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

ア 事業者は、募集要領、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。

イ 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、本市と事業者の両方で誠意をもって協議することとする。

(2) 本契約期間中の本市と事業者の関わり

事業者は事業者の責により本事業を遂行し、本市は本契約に定められた方法により事業実施状況について確認を行う。

(3) 本市と事業者との責任分担

ア 基本的な考え

本提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天災や経済状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は原則として次項の「表：予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という。）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

ウ 事業の継続が困難となった場合における措置

本契約が締結される前に事業継続が困難になった場合には、次の措置を講ずるものとする。なお、本契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、本事業に関わる契約書

において定めるものとする。

- ① 提案書維持管理計画書の内容が大きく乖離した場合など、優先交渉権者の責により契約できない場合は、事業者は本市に対してそれまでに要した費用を請求できないものとする。
- ② 本市の指示により事業が中止された場合は、事業者は、提案書で提示した金額を上限に、本市と協議の上合意した金額を請求できるものとする。

表：予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			本市	事業者
事業全般	提案の誤り	本事業の提案が達成できない場合		○
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動等による場合		○
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	工事・維持管理における環境の保全		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	協議	
	保険	維持管理期間の故障等リスクを保証する保険		○
	事業の中止・延期	市の指示		○
周辺住民等の反対による事業の中止・延期			協議	
事業者の事業放棄、破綻によるもの				○
市の事業放棄、破綻によるもの			○	
計画・設計段階	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期（詳細は契約書による。）	協議	
	物価	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする。）	協議	
	設計変更	市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示、判断の不備によるもの		○
資金調達	必要な資金の確保に関すること。		○	
工事段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災などによる設計変更、中止、延期（詳細は契約書による。）	協議	
	物価	急激なインフレ・デフレ	協議	
	用地の確保	資材置き場の確保		○
	設計変更	市の指示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示、判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完工	市の責による工事遅延・未完工によるサービス開始の遅延	○	
事業者の責による工事遅延・未完工によるサービス開始の遅延			○	

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			本市	事業者
工事段階	工事費増大	市の指示、承諾による工事費の増大	○	
		事業者の指示、判断によるもの		○
	性能	要求仕様不適合		○
	一般的改善	工事目的物などに関して生じた損害		○
工事に起因し道路照明灯に生じた損害			○	
支払関連	支払遅延・不能	支払の遅延・不能によるもの（事業者の責によるもの以外）	○	
		省エネ保証にかかる省エネ保証行為の不履行		○
	金利	市中金利の変動		○
	瑕疵担保	隠れた瑕疵等の担保責任※	○	
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、市の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	維持管理費の上昇	計画変更以外の要因による維持管理費用の増大	協議	
	ESCO 設備の損傷	市の故意・過失又は道路照明灯に起因する ESCO 設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因する ESCO 設備の損傷		○
	ESCO 設備以外の損傷	事業者の故意・過失又は ESCO 設備に起因する道路照明灯の損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による道路照明灯の損傷	協議	
	瑕疵担保	ESCO 設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	天災などの不可抗力による道路照明灯の損傷	協議	
	ESCO 設備の不良	ESCO 設備が所定の性能を達成しない場合		○
	電気料金単価	電気料金単価の変動	○	
エネルギー消費量	機器の使用状況・稼働率等の変動や運転管理方法の顕著な変更	○		
	上記以外の変動要因の場合	協議		
効果検証	ESCO 設備の不良	ESCO 設備が所定の性能を達成しない場合		○
	電気料金単価	電気料金単価の変動	○	
	ベースラインの調整	機器の使用状況、稼働率の変動や運転管理方法の変更	○	
		天候が大きく変動し、当初の機器仕様の動作温度を超え ESCO 設備が所定の性能を達成しない場合	○	
		上記以外の変動要因の場合	協議	
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む。）		○
		仕様不適合による道路照明灯への損害、業務への障害		○

※ESCO事業遂行に当たって障害となる、事業範囲外の不具合

## 16 契約に関する事項

### (1) 契約の手順

ア 本市と優先交渉権者は、協議の結果、双方が合意した場合に契約締結のための手続きを行う。

### (2) 契約の時期

平成31年11月（予定）

### (3) 契約の概要

本契約は、本募集要領、提案書及び維持管理計画書に基づき、本市と事業者の間で、詳細協議が成立したことをもって締結するものであり、事業者が遂行すべき工事及び維持管理に関する業務内容や省エネルギー保証、支払方法などを定めるものとする。また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。

なお、現場調査着手前（平成31年5月中旬）を目途として、本要領の詳細協議に関連する事項（「維持管理計画書」の作成及びその作成に必要な現場調査、並びに契約に向けた本市と事業者との協議等）について、協定書を締結する予定である。

### (4) 契約保証金

地方自治法施行令第167条の16第1項に規定する規則で定める契約保証の率は、契約金額の100分の10以上とする。広島市契約規則第31条の各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

## 17 LED道路照明灯の灯具仕様

### (1) 一般事項

ア LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成27年3月 国土交通省）（以下「ガイドライン」という。）に適合する製品を使用すること。また、ガイドラインに適合していることが証明できる書類を提出すること。

イ 灯具は国内メーカーの製品とすること。また、製造メーカーはISO9001（品質）を取得していること。

ウ LED化工事後も、既存の道路照明灯と同等以上の照度を確保すること。ただし、現場の状況（道路幅・車線数等）によって、新規に提案することを妨げない。

エ 既存灯具に遮光機能（遮光板、ルーバー等）が備わっている道路照明灯は、同等の機能を有すること。ただし、現場状況により不要とされるものがあることから、詳細については本市と協議のうえ決定すること。

### (2) LED灯具性能・構造

ア 電柱、独立柱などに設置されている道路照明灯と置き換えて設置できること。また、外壁等に設置されている場合であっても、設置できるものとする。

イ 定格寿命は、60,000時間以上とすること。

ウ 入力電圧は、100V/200Vに対応できること。

エ 製品に型式、ロットナンバーが明記され、製品の管理がされていること。

オ LED灯具の本体色は、既存の道路照明灯と同色のものとし、詳細は本市と協議のうえ決定すること。

カ 光害対策の対応ができるもの。

## 18 工事に関する仕様

- (1) 契約後、工事計画を速やかに作成し、本市と事前に調整を図ること。
- (2) 工事を行うにあたっては、市内工事業者を優先的に活用すること。
- (3) 取り外した灯具等の取扱い（廃棄物処理・分別・再利用）については、関係法令を遵守するとともに、本市が取扱方法を指定した場合は、それに従うこと。
- (4) 工事に係る瑕疵については、契約に基づき、事業者の責任とすること。
- (5) 現地調査及び工事施工については、安全管理を徹底し、事故の防止に万全を期すこと。

## 19 工事計画

工事計画は、次の事項の基準で実施すること。なお、具体的な工事計画については工事着手前に本市と協議すること。

### (1) 工事の優先順位

ア 既設の道路照明灯で不点灯等の故障が発生した箇所

イ その他、本市が優先と判断した箇所

### (2) 工事方法

設置するESCO設備については本市の指定する方法・仕様等及び工事計画を遵守すること。

20 既設の道路照明灯数（参考）

契約容量 (公衆街路灯 A)	光源		
	水銀灯	ナトリウム灯 セラミックメタルハイドランプ等	LED
60w～100w	1,314	1,698	—
100w～150w	1,677	2,516	—
150w～200w	1,149	1,726	—
200w～250w	1,065	1,508	—
250w～300w	900	1,380	—
300w～350w	2,843	4,351	—
350w～400w	719	—	—
450w～500w	227	—	—
LED50VA	—	—	8
LED100VA	—	—	380
合計	9,894	13,179	388

※平成 29 年 8 月末時点推定値

※デザイン照明灯、トンネル照明灯を除く。